

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和5年度住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務(3万円給付)(令和5年5月31日～10月31日まで) 区は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。 (2) 令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務(7万円給付)(令和5年11月27日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対して給付金を支給する事務を行う。 (3) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和5年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)(令和6年1月15日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象世帯に対して給付金を支給する事務を行う。 (4) 令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金、令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和6年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)(令和6年6月3日～)に関する事務 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。 (5) 令和6年度杉並区定額減税補足給付金に関する事務(令和6年6月3日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、1万円単位で切り上げた差額の給付事務を行う。 (6) 令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(3万円)及び同世帯のうち子育て世帯への加算金(児童1人2万円加算)(令和6年12月13日基準日)に関する事務 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象世帯に対し、上記給付金及び加算金の支給事務を行う。 (7) 令和7年度杉並区定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務(令和7年6月2日～) 区は、令和6年度に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、1万円単位で切り上げた差額の給付を行った。令和6年分所得税額が確定したことから、昨年度の定額減税補足給付金に不足が生じた者に対して不足額の給付事務を行う。 (8) 令和7年度住民税非課税世帯及び令和7年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(2万円)(令和8年1月15日基準日)に関する事務(令和8年1月15日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象世帯に対し、上記給付金の支給事務を行う。 (9) 物価高対応子育て応援手当に関する事務(令和8年1月15日～) 区は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金を活用し、対象世帯に対し、上記手当の支給事務を行う。対象世帯のうち、区在住の公務員の公金受取口座の確認を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。①支給要件確認(所得要件、在住要件等)②申請書受理後の記載内容の確認③世帯員の世帯情報の確認 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ・プラットフォーム、

2. 特定個人情報ファイル名

支給対象者ファイル、情報連携ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表の第135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の第160項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	事務の概要(1)～(4)、(6)、(8)保健福祉部管理課 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課 事務の概要(9)子ども家庭部管理課
②所属長の役職名	事務の概要(1)～(4)、(6)、(8)保健福祉部管理課長 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課長 事務の概要(9)子ども家庭部管理課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区政策経営部情報管理課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・事務の概要(1)～(4)、(6)、(8) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区保健福祉部管理課庶務係 ・事務の概要(5)、(7) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区区民生活部管理課 ・事務の概要(9) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区子ども家庭部管理課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーを利用して給付金支給のために他の自治体と情報連携を行っている。マイナンバーを利用して住基ネット照会を行う際は、照会対象者リストを照会用専用ファイルで持ち運ぶ。情報の取得後は、Sドライブに保管し、照会対象リストはシュレッターしている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーを利用して給付金支給のために他の自治体と情報連携を行っている。マイナンバーを利用して住基ネット照会を行う際は、照会対象者リストを照会用専用ファイルで持ち運ぶ。情報の取得後は、Sドライブに保管し、照会対象リストはシュレッターしている。情報連携を行うことのできる職員は、限られた者としている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月19日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。	事前	同一の目的で実施する給付金を同一の評価書で管理するために追加
令和6年1月19日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務(3万円給付)(令和5年5月31日～10月31日まで) 区は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。	事後	複数の給付金を同一評価書に記載することによる追加
令和6年1月19日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(2)令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務(7万円給付)(令和5年11月27日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対して給付金を支給する事務を行う。	事後	複数の給付金を同一評価書に記載することによる追加
令和6年1月19日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(3)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和5年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)(令和6年1月15日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象世帯に対して給付金を支給する事務を行う。	事前	新たな給付金が開始されることによる追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月19日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	※令和五年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度杉並区一般会計補正予算における低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)は、特定公的給付指定告示(令和5年デジタル庁告示第8号)により、特定公的給付に指定された。	※令和五年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度杉並区一般会計補正予算における低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)は、特定公的給付指定告示(令和5年デジタル庁告示第8号、第21号及び令和6年デジタル庁告示第1号)により、特定公的給付に指定された。	事後	包括指定の告示を追加
令和6年5月14日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(4)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金、令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(10万円給付)及び令和6年度低所得者の子育て世帯への加算に関する事務(児童1人5万円加算)(令和6年6月3日～)に関する事務 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する事務を行う。	事前	新たな給付金が開始されることによる追加
令和6年5月14日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(5)令和6年度杉並区定額減税補足給付金に関する事務(令和6年6月3日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、1万円単位で切り上げた差額の給付事務を行う。	事前	新たな給付金が開始されることによる追加
令和6年5月14日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	※令和五年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度杉並区一般会計補正予算における低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)は、特定公的給付指定告示(令和5年デジタル庁告示第8号、第21号及び令和6年デジタル庁告示第1号)により、特定公的給付に指定された。	※令和五年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度杉並区一般会計補正予算における低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)は、特定公的給付指定告示(令和5年デジタル庁告示第8号、第21号及び令和6年デジタル庁告示第1号)により、特定公的給付に指定された。 令和六年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金及び令和六年度杉並区定額減税補足給付金(調整給付)は、令和6年デジタル庁告示第5号により特定公的給付に包括指定された。	事前	新たな給付金が開始されることによる特定公的給付包括指定告示の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月14日	1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和6年5月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月3日時点	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和6年5月14日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の名称	杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事前	新たな給付金が開始されることにより、事務担当課が複数課にまたがることによる修正
令和6年5月14日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署 保健福祉部管理課 ②所属長の役職名 管理課長	①部署 事務の概要(1)～(4) 保健福祉部管理課 事務の概要(5) 区民生活部管理課 ②所属長の役職名 事務の概要(1)～(4) 保健福祉部管理課長 事務の概要(5) 区民生活部管理課長	事後	新たな給付金が開始されることによる追加
令和6年12月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の101の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第10条	番号利用法第9条第1項 別表の第135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第10条	事後	番号利用法改正による修正
令和6年12月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二の121の項	番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 表の第160項	事後	番号利用法改正による修正
令和6年12月17日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(6)令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(3万円)及び同世帯のうち子育て世帯への加算金(児童1人2万円加算)(令和6年12月13日基準日)に関する事務 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象世帯に対し、上記給付金及び加算金の支給事務を行う。	事前	新たな給付金が開始されることによる追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月17日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	※令和五年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度杉並区一般会計補正予算における低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)は、特定公的給付指定告示(令和5年デジタル庁告示第8号、第21号及び令和6年デジタル庁告示第1号)により、特定公的給付に指定された。 令和六年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金は、令和6年デジタル庁告示第5号により特定公的給付に包括指定された。	※令和五年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度杉並区一般会計補正予算における低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)は、特定公的給付指定告示(令和5年デジタル庁告示第8号、第21号及び令和6年デジタル庁告示第1号)により、特定公的給付に指定された。 令和六年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金及び令和六年度杉並区定額減税補足給付金(調整給付)は、令和6年デジタル庁告示第5号により特定公的給付に包括指定された。令和6年12月17日には令和6年デジタル庁告示第20号により追加給付金も特定公的給付に包括指定された。	事前	新たな給付金が開始されることによる特定公的給付包括指定告示番号の追加
令和6年12月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和6年12月17日時点	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和6年12月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年12月17日時点	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和7年6月2日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(7)令和7年度杉並区定額減税補足給付金(不足額給付)に関する事務(令和7年6月2日～) 区は、令和6年度に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、1万円単位で切り上げた差額の給付を行った。令和6年分所得税額が確定したことから、昨年度の定額減税補足給付金に不足が生じた者に対して不足額の給付事務を行う。	事前	新たな給付金が開始されることによる追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月2日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	※令和五年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度杉並区一般会計補正予算における低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)は、特定公的給付指定告示(令和5年デジタル庁告示第8号、第21号及び令和6年デジタル庁告示第1号)により、特定公的給付に指定された。 令和六年度東京都杉並区住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金及び令和六年度杉並区定額減税補足給付金(調整給付)は、令和6年デジタル庁告示第5号により特定公的給付に包括指定された。令和6年12月17日には令和6年デジタル庁告示第20号により追加給付金も特定公的給付に包括指定された。	記載なし	事後	法令上の根拠となる告示については、「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」に記載するため、事務の概要から削除
令和7年6月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 表の第160項	番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 表の第160項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	事後	告示を追加
令和7年6月2日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署 事務の概要(1)～(4)保健福祉部管理課 事務の概要(5)区民生活部管理課 ②所属長の役職名 事務の概要(1)～(4)保健福祉部管理課長 事務の概要(5)区民生活部管理課長	①部署 事務の概要(1)～(4)、(6)保健福祉部管理課 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課 ②所属長の役職名 事務の概要(1)～(4)、(6)保健福祉部管理課長 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課長	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和7年6月2日	5. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・事務の概要(1)～(4) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区保健福祉部管理課庶務係 ・事務の概要(5) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区区民生活部管理課	・事務の概要(1)～(4)、(6) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区保健福祉部管理課庶務係 ・事務の概要(5)、(7) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区区民生活部管理課	事前	新たな給付金が開始されることによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月17日時点	令和7年6月2日時点	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和7年6月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月17日時点	令和7年6月2日時点	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和8年1月15日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	(8)令和7年度住民税非課税世帯及び令和7年度住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(2万円)(令和8年1月15日基準日)に関する事務(令和8年1月15日～) 区は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、対象世帯に対し、上記給付金の支給事務を行う。 (9)物価高対応子育て応援手当に関する事務(令和8年1月15日～) 区は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金を活用し、対象世帯に対し、上記手当の支給事務を行う。対象世帯のうち、区在住の公務員の公金受取口座の確認を行う。	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和8年1月15日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署 事務の概要(1)～(4)、(6)保健福祉部管理課 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課 ②所属長の役職名 事務の概要(1)～(4)、(6)保健福祉部管理課長 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課長	①部署 事務の概要(1)～(4)、(6)、(8)保健福祉部管理課 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課 事務の概要(9)子ども家庭部管理課 ②所属長の役職名 事務の概要(1)～(4)、(6)、(8)保健福祉部管理課長 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課長 事務の概要(1)～(4)、(6)、(8)保健福祉部管理課長 事務の概要(5)、(7)区民生活部管理課長 事務の概要(9)子ども家庭部管理課長	事前	新たな給付金が開始されることによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・事務の概要(1)～(4)、(6) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区保健福祉部管理課庶務係 ・事務の概要(5)、(7) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区区民生活部管理課	・事務の概要(1)～(4)、(6)、(8) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区保健福祉部管理課庶務係 ・事務の概要(5)、(7) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区区民生活部管理課 ・事務の概要(9) 〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1杉並区子ども家庭部管理課	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月2日時点	令和8年1月15日時点	事前	新たな給付金が開始されることによる修正
令和8年1月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月2日時点	令和8年1月15日時点	事前	新たな給付金が開始されることによる修正